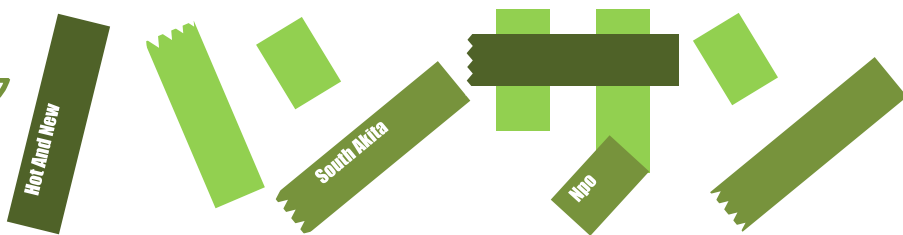


県南のNPOを情報でつなく、ささえる。

秋田県ボランティア NPO 活動ニュース

「県南版」



- P2活動ウォッチング
NPO 法人みさぼーと
- P3NPOの基礎知識
事業報告書を作ろう
- P4秋田県南 NPO センターより
総務・経理お役立ちセミナー &
協働促進のための交流会を開催しました

今月の表紙「さるはんない三平カー」^{さんべい}

横手市増田狙半内地区で、ミニバンによる住民の送迎支援が行われています。運転するのは共助組織「狙半内共助運営体」のメンバー。狙半内地域内は、どこでも乗り降り自由です。横手市からの委託を受け、毎週月～木曜日に1日4往復しています。

昨年12月からは、メンテナンスを担う秋田トヨペットの提案で、同地区出身の漫画家矢口高雄さんの代表作「釣りキチ三平」が車体に描かれた「さるはんない三平カー」として生まれ変わり、さらに地域に愛される公共交通となりました。

(八嶋英樹)

2

February 2020

Vol.149



活動ウォッチング

THEME_ボランティア/NPO

活動のきっかけを提供して
個人の生きがいも、まちの豊かさも創る

DATA_団体情報

特定非営利活動法人みさぼーと

代表/戸澤 勉さん

連絡先/TEL 0187-84-4922

やってみたいの気持ちを形に



美郷町千畑地区の「美郷町住民活動センター」から元気な笑いが聞こえてきます。同センターは、町

が設置したまちづくりの拠点としてボランティアや市民活動団体、趣味サークルなどに利用されています。運営は、特定非営利活動法人みさぼーとが行っています。

同センターは2009年に町営の施設として開館し、地域全体で学校を支援する「学校支援地域本部（現：地域学校協働本部）」として、学校とボランティアやCSR志向の企業等とをつないでいました。^{*1}その後、当時、地域から採用されていた職員や利用者等が話し合い、活動の幅を広げるために2014年にNPO法人を設立。機能が整った現在の施設の指定管理を受け、地域で活動する方への支援を広げています。

団体のモットーは「やってみたいの気持ちをカタチに」です。「地域課題があるということは、まちのために活動したい人もたくさんいるはず。そうであれば、私たちは市民の気持ちを形にする応援をし

ようと話し合いました」と同団体スタッフの佐々木紀明さんは言います。

誰かのための活動が、自分の生きがいになる

みさぼーとには、町民や学校、町などから困り事や手伝ってほしいことなどの情報が寄せられると、「みさぼーと一」に協力を要請する仕組みがあります。「みさぼーと一」とは、町内でボランティアを行う個人や団体のことで、74人、35団体（企業含む）が登録しています（12月末現在）。この仕組みを通じて市民活動を後押ししています。例えば、地元の小学校から「調理実習に大人の補助が足りず、困っている」との相談を受け、「みさぼーと一」へ協力を依頼。市民が学校の授業を充実させています。

『みさぼーと一』の皆さんからは、活動を通じて生きがいを感じられたというお話を頂きます。中にはご高齢となり、活動をやめられた方もいますが、多くの方に登録して頂き、このやりがいを共有したい」と佐々木さんは言います。「みさぼーと一」の活動の様子は、みさぼーとのブログから知ることができます。皆さんも自分にできることから、まちの活動に関わってみませんか。

（ライター：横手高校定時3年 佐藤理湖）



*1 開館当時は、美郷町旧六郷庁舎内にあった。



高校生が考える SDGs×みさぼーと

当団体の活動はSDGsの次の目標にあてはまると考えました。

- 目標 11「住み続けられるまちづくりを」
ターゲット a「2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。」
- 目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」
ターゲット 17「さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。」

みさぼーとは、市民や学校などとのつながりがあり、それを活かして地域の困り事の解決に取り組んでいると考えました。また、健康講座などの交流の場を作ることで、身近な存在として、町民とともに支え合っていたと思いました。



取材を通して感じたこと

地域住民や企業が「みさぼーと一」となって地域で活動することは、支援を受ける学校などだけでなく、活動した方にとっても、みさぼーとにとっても、地域について関心が高まったりまちをより一層知ったり知り合いが増えたりすることにつながっていると思いました。また、市民と学校、企業が一緒に活動することによって、美郷町を活気づけることができていると思いました。

（ライター：横手高校定時制3年

諸越知美）



（編集：八嶋英樹、奥ちひろ）

NPOの基礎知識

今月のテーマ

事業報告書を作ろう

12月号では、事業計画書の作り方について紹介しました。今月は、事業報告の必要性と報告書の作り方についてご紹介します。(奥ちひろ)

Q. 事業が終了したらどうしたらいいですか？

A. NPO法人格の有無に関わらず、多くの支援者に支えられている市民活動団体にとって、支援者である市民への事業報告は必要不可欠です。公開することで信用につながるほか、報告書を見てあなたの団体に共感し、賛同してくれる新たな支援者がいるかもしれません。

活動して気づいたことや反省点などを整理して分析すれば、次の活動展開につながるアイデアを生み出す材料になりますし、同じようなテーマで活動する団体の参考にもなります。みな

さんが現場で体験したことを具体的にまとめれば、貴重な生きた資料として本にして出版することも可能です。経験やノウハウを提供することで、社会の改善や変化の材料にもなるでしょう。

秋田県では、美の国あきたネットにNPO事業報告書の様式を載せていますので、ご活用ください。しかし、これは最低限必要な項目でしかありません。せっかく手間をかけて作るのだから、自分たちの活動や市民の声を社会に向けて発信する大切なツールとして活用していきましょう。

● 事業報告書の作り方

例) 目次

- 1、表紙
- 2、団体の主な足跡、これまでの歩み
- 3、その活動に取り組む社会的背景
- 4、団体のミッションとビジョン、戦略、事業の柱
- 5、事業の柱の概要と報告（事業説明、前年度の実績、利用者やボランティアの声と写真等）
- 6、会計報告
- 7、団体概要・支援のお願い
- 8、代表者メッセージ

※事業計画書と報告書は、項目を対応させましょう。

事業計画書	事業報告書
ねらい	どの程度達成されたか、それはなぜか、改善案
期待される成果	どんな成果がどのくらい生まれたか、期待と比べてどうだったか、それはなぜか、改善案
必要な資金	何のためにどのように経費が使われたか、予算と比べてどの点が変わったか、それはなぜか、改善案

報告書は「誰に読んでほしいのか」で書く内容や書き方が変わります。しかし、基本的には支援者である市民が読んでわかりやすいものにすることが大切です。

例：資金提供者向け

そのお金が使われる事業の全体像や会計報告だけでなく、団体の目的（ミッション）や活動方針、これまでの実績を伝えることが必要です。また、その事業が社会の中でどのような意味を持つのか、社会的背景の中での事業の重要性を知りたいと考えるでしょう。

例：会員向け

以上に加えて、実績の経年変化やその年の特徴を伝えましょう。活動の方向性や成果を報告し、情報を共有することは重要なことです。

総務・経理お役立ちセミナー & 協働促進のための交流会を開催しました

■ 組織のガバナンス、コンプライアンスを強化しよう



1月17、18日、横手市の南部男女共同参画センターで、NPO法人の総務・経理お役立ちセミナー & 個別相談会を開催しました。本コーナーでも抜粋してお知らせします。具体的な資料作成・実務のコツは、お気軽にサポセンまでお問合せください。

1) 近年のNPO会計に関わるトピックス

① 収支計算書から「活動計算書へ」(平成24年4月)*1

…「NPO法人会計基準」に基づいた会計書類作成方法への変更。複式簿記かつ発生主義会計を採用している。会計報告のルールを統一することで分かりやすく伝え、理解や応援を得やすくするためのもの。

② 「貸借対照表の公告」スタート(平成30年10月)*1

…これに伴い、「定款の全面見直し」がトレンドに。特に、現在や将来を見越した活動の実態に合わせて修正をかけているケースが多い。

▶ 定款変更の主なケース：目的、特定非営利活動の種類、事業、「賛助会員」の検討

③ 秋田県(所轄庁)が事業報告書等の「期限内提出がない場合の取り扱い」運用開始(平成30年10月)

…決算後3カ月以内の提出が義務づけられているが、未提出の場合は代表者に督促が届く。尚未提出の場合は、2回目の督促に記載された期限に秋田地方裁判所へ過料事件として通知される(罰金の可能性)とともに、県HPでこの旨が公表されるため厳守したい。3年目も続いて未提出の場合は、市民への説明要請などを経て設立認証取消となる。

④ 消費税の改正(税率10%、軽減税率スタート)

(令和1年10月)

…会計処理を行う際、今年度は税率が主に2つ混在する(8%、10%)ため、取り引き毎に分けた記録が必要となる。
…令和5(2023)年10月より「インボイス制度」が導入される。免税されている団体で事業所(企業等)からの収益(売上)

がある場合、対応を迫られる。団体が消費税上の経費となる請求書等を発行する場合、「適格請求書発行事業者」の登録が必要だが、そのためには課税事業者になる必要があるため(納税や申告、帳簿記帳の義務が発生)、検討が必要だ。

2) 会計に関わる日頃の実務

現金出納帳作成のポイント・現金管理のコツ、領収書のもらい方、旅費の精算方法、講師報酬の処理、証拠書類の整理・保存方法、マイナンバーの対処方法、NPO法人に関係する提出書類、会計ソフトの違いなどをご紹介します。

3) 不正防止のために

今、NPOのガバナンスやコンプライアンスを高めることに注目が集まっています。気を配りたいことの1つに、不正防止の取り組みがあります。対策としては①複数の人が関わる仕組みを作る ②一定額以上の支払いには複数承認制を採用 ③支払・精算の規程を作る ④予算制度の採用などが有効です。

■ 多様な主体による協働のコツを探る

同月24日、地域協働ネットワーク会議を開催しました。市町村



からの「協働相手である市民活動団体について知りたい」とのご要望を受け、お互いを知ることをメインとした企画としました。また、3つの協働事例(よこらプロジェクト実行委員会、あきたクロスロード研究会、湯沢市社会福祉協議会とマルシメによるラッキークエスト)について実践者から発表して頂きました。

▶ 協働のポイント(3事例から)：共通の目的のもと実行する/組織の課題にコミットする/コーディネーターを巻き込む/リーダー的な役割をする人が必要/できることの幅を広げる努力/実施前に成果の質をすり合わせる/経営層を巻き込む/定常業務と組み合わせるなど (奥ちひろ)

*1 平成28(2016)年のNPO法改正に基づく動き。

秋田県ボランティア・NPO活動ニュース県南版

ハンサン

2020年2月10日発行
2月号 VOL.149

発行：秋田県あきた未来創造部地域づくり推進課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 TEL.018-860-1245

編集：特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター(南部市民活動サポートセンター)

〒013-0046 横手市神明町1-9

TEL.0182-33-7002 FAX.0182-33-7038

南部市民活動サポートセンター

【相談受付】月・火・水・金 9:00~18:00
土・日 9:00~17:00

【休館日】木曜日・年末年始(12/29~1/3)

〒013-0046 横手市神明1-9

TEL.0182-33-7002 FAX.0182-33-7038

E-mail: ssc7002@luck.ocn.ne.jp

http://www.akita-kenmin.jp/



編集スタッフの
つぶやき

VOL.09

協働推進事業担当
今 拓也

記録的な少ない積雪にとまどう日々が続いております。春が来たと勘違いしそうな天候ですが、本当の春もまたやってきます。

4月は多くのNPOにとって書類をまとめる時期でもあります。その支援として1月17、18日に開催したNPO法人の総務・経理お役立ちセミナー & 個別相談会(上記NPOセンターニュース参照)を再度開催します。お申し込み・お問い合わせは、左記の連絡先までお待ちしております。

▶開催日：3月6日(金)・7日(土) ▶場所：サポセン